

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



## 自動車保険の必要度が高い特約は？

良識有るドライバーの皆様は、自動車を運転するに当たって、自動車保険（任意保険）に加入しておられることと存じます。自動車保険では、様々な種類の特約を付帯させることが可能ですが、ご自身の自動車保険にどのような特約が付いているのかなど、あまり意識していらっしゃらない方も少なくないかもしれません。今回のニュースレターでは、自動車保険の必要度が高い特約について、ご紹介させていただきます。

### 1 対物超過修理費特約

交通事故の被害車両の年式が古い場合など、車両修理費が車両時価額を上回るケースを「経済的全損」と言うのですが、加害者側の自動車保険からは車両修理費限りの賠償しか行われぬのが原則です。このとき、被害者側が被害車両の修理を希望した場合、賠償額が車両修理費を下回るとなると、被害者側がなかなか納得せず、スムーズに示談解決ができないという事態に陥ることがあります。しかし、**対物超過修理費特約**を付帯させておくことで、ほとんどの保険会社で車両時価額＋50万円までの車両修理費が全額賠償されることになり、被害者側の納得を得られやすくなるため、スムーズな示談解決が期待できます。ご自身がいざ交通事故の加害者になったときのために、対物超過修理費特約をセットしておくことをお勧めします。

### 2 弁護士費用特約

交通事故の被害に遭った場合で、加害者に対して損害賠償請求を行うときに必要となる弁護士費用（ほとんどの保険会社で300万円まで）や、法律相談をするときに必要となる法律相談料（ほとんどの保険会社で10万円まで）を補償してくれるのが、**弁護士費用特約**です。弁護士費用特約には、特約保険料が年額3000円程度と低額で、一家の自動車のうちの1台に付帯させておけば、ご本人以外のご家族も適用を受けられるほか、使用しても保険等級が下がらないといった特徴があります。万が一ご自身が交通事故の被害者となったときに、弁護士費用を気にせずに弁護士に相談・依頼ができるという非常に便利な特約ですので、セットしておくことをお勧めします。

### 3 個人賠償責任特約・ファミリーバイク特約

**個人賠償責任特約**とは、自動車事故以外の日常生活の事故（例えば、自転車で走行中に人に衝突して怪我をさせてしまった、飼い犬が人を噛んで怪我をさせてしまったなど）の損害賠償責任を補償してくれるものです。ご自宅の火災保険などに個人賠償責任特約がセットされているといった状況でなければ、自動車保険の個人賠償責任特約でカバーするとよいでしょう。また、ご自身またはご家族が原付バイクを使用されている場合には、自動車保険に**ファミリーバイク特約**を付帯させることで、対人・対物賠償保険や人身傷害保険が原付バイク乗車中の事故にも適用されるため、安心です。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談